

改正

平成21年3月30日規則第4号
平成23年3月31日規則第1号
平成25年2月27日規則第2号
平成30年3月30日規則第48号
平成31年3月29日規則第4号
令和2年3月31日規則第13号
令和4年3月28日規則第5号
令和5年3月31日規則第12号

宮崎市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の申請等)

第2条 条例第2条の規定により政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに、政務活動費交付申請書（様式第1号）により、議長を経由して市長に申請しなければならない。

- (1) 条例第3条第2項の規定により4月に交付を受けようとするとき 4月7日
 - (2) 条例第3条第2項の規定により10月に交付を受けようとするとき 9月末日
 - (3) 条例第3条第3項の規定により交付を受けようとするとき 交付を受けようとする月の10日
- 2 前項の申請書に記載した事項に変更が生じたときは、当該会派の代表者は、政務活動費交付申請書記載事項変更届（様式第2号）により、議長を経由して市長に届け出なければならない。
- 3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、当該会派の代表者であった者は、会派解散届（様式第3号）により、議長を経由して市長に届け出なければならない。

(交付の決定)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、交付すべき政務活動費の額を決定し、政務活動費交付決定通知書（様式第4号）により、当該会派の代表者に通知するものとする。

(交付の日)

第4条 政務活動費は、当該政務活動費を交付する月の末日までに交付する。

(報告書等)

第5条 条例第7条第1項の報告書は、政務活動費収支報告書（様式第5号）によるものとする。

2 条例第7条第1項の規則で定める証拠書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 領収書
- (2) 領収書を徴することができない場合にあっては、政務活動費支払証明書（様式第6号）
- (3) 3万円以上の備品又は図書を購入した場合にあっては、備品台帳（様式第7号）の写し
- (4) その他議長が必要と認める書類

(報告書等の閲覧)

第6条 条例第10条第2項の報告書等の閲覧は、当該報告書等の提出期限の日の翌日から起算して30日を経過する日の翌日（その日が宮崎市の休日を定める条例（平成2年条例第26号）第1条第1項に定める市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）からすることができる。

- 2 前項の閲覧の申請は、政務活動費収支報告書閲覧申請書（様式第8号）によるものとする。
- 3 議長は、前項の申請があったときは、条例第7条第2項に規定する報告書等（以下「報告書等」という。）に記載されている情報のうち宮崎市情報公開条例（平成14年条例第3号）第7条各号に該当する情報を除き、閲覧に供するものとする。
- 4 第1項の閲覧は、議長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。
- 5 報告書等は、前項の場所以外に持ち出すことができない。
- 6 報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。

7 前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
(交付を受けようとする月を平成31年5月とする交付の申請に関する特例)
- 2 交付を受けようとする月を平成31年5月とする交付の申請に対する第2条第1項第3号の規定の適用については、同号中「7日」とあるのは、「15日」とする。

附 則 (平成21年3月30日規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の宮崎市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年3月31日規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の宮崎市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年2月27日規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年3月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の宮崎市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、施行日以後に交付される政務活動費から適用し、施行日前にこの規則による改正前の宮崎市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年3月30日規則第48号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にある既存の規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成31年3月29日規則第4号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日規則第13号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和4年3月28日規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和5年4月1日規則第 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条第2項第3号の規定は、この規則の施行の日以後に購入した備品又は図書について適用し、同日前に購入した備品又は図書については、なお従前の例による。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

年 月 日

宮崎市長 殿
(宮崎市議会議長経由)

会 派 名
代表者氏名

政 務 活 動 費 交 付 申 請 書

宮崎市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 2 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 会派結成年月日 年 月 日
- 2 出納責任者氏名
- 3 会派所属議員数 人 (交付月の初日現在)
- 4 交付申請に係る月 年 月分から 年 月分まで (計 か月分)
- 5 交付申請額 円

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

宮崎市長 殿

（宮崎市議会議長経由）

会 派 名

代表者氏名

政務活動費交付申請書記載事項変更届

宮崎市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変 更 事 項		変 更 前	変 更 後	変更年月日
1	会 派 名			年 月 日
2	代 表 者 氏 名			年 月 日
3	出納責任者氏名			年 月 日
4	会派所属議員数	人	人	年 月 日
5	交付申請に係る月	年 月分から 年 月分まで	年 月分から 年 月分まで	年 月 日
6	交 付 申 請 額	円	円	年 月 日

注意事項 変更のある事項のみ記入してください。

様式第3号（第2条関係）

年 月 日

宮崎市長 殿
（宮崎市議会議長経由）

会 派 名
代表者氏名

会 派 解 散 届

宮崎市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

解散年月日 年 月 日

様式第4号（第3条関係）

年 月 日

会 派 名
代 表 者 殿

宮 崎 市 長 印

政 務 活 動 費 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請のあった政務活動費の交付について、下記のとおり決定したので、宮崎市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条の規定により通知します。

記

交付決定額 円

宮崎市議会議長 殿

会 派 名
代表者氏名

政 務 活 動 費 収 支 報 告 書

宮崎市議会政務活動費の交付に関する条例第7条 第1項 第2項 第3項の
規定により、下記のとおり提出します。

記

1 収支報告の期間 年 月分から 年 月分まで

2 収入 政務活動費 円

3 支出

区 分	金 額	備 考
調 査 研 究 費	円	
事 務 費	円	
資 料 購 入 費	円	
広 報 広 聴 費	円	
人 件 費	円	
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	円	
計	円	

4 残額 円

注意事項

- 「備考」欄には、主な支出の内訳を記入してください。
- 調査研究費、人件費及び要請・陳情活動費については、実績報告書を添付してください。

様式第6号（第5条関係）

年 月 日

宮崎市議会議長 殿

会 派 名

代表者氏名

政 務 活 動 費 支 払 証 明 書

政務活動費として次のとおり支払ったことを証明します。

1 支払日 年 月 日

2 支払金額 円

3 支払先

4 支出区分 調査研究費 事務費 資料購入費
 広報広聴費 人件費 要請・陳情活動費

5 使途（具体的な使途内容）

6 領収書を徴することができない理由

様式第7号（第5条関係）

備 品 台 帳
会派名（ ）

備品番号	品名	取得価格	取得年月日	使用者
		円	年 月 日	
メーカー	型式	廃棄年月日	異動先	異動年月日
		年 月 日		年 月 日
備品番号	品名	取得価格	取得年月日	使用者
		円	年 月 日	
メーカー	型式	廃棄年月日	異動先	異動年月日
		年 月 日		年 月 日
備品番号	品名	取得価格	取得年月日	使用者
		円	年 月 日	
メーカー	型式	廃棄年月日	異動先	異動年月日
		年 月 日		年 月 日
備品番号	品名	取得価格	取得年月日	使用者
		円	年 月 日	
メーカー	型式	廃棄年月日	異動先	異動年月日
		年 月 日		年 月 日
備品番号	品名	取得価格	取得年月日	使用者
		円	年 月 日	
メーカー	型式	廃棄年月日	異動先	異動年月日
		年 月 日		年 月 日

様式第8号（第6条関係）

年 月 日

宮崎市議会議長 殿

申請者 住所
氏名

政務活動費収支報告書閲覧申請書

次のとおり政務活動費収支報告書の閲覧を申請します。

- 1 閲覧年月日 年 月 日
- 2 閲覧時間 午前 時 分から 時 分まで
午後 時 分から 時 分まで
- 3 閲覧する収支報告書 年度分

会派名